

# 告示

## 埼玉県告示第七百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和三年六月二十九日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項		変更前	変更後	サービスの種類
グループホームみんなの家・東所沢	事業所名	事業所所	グループホームみんなの家・所沢南永井	グループホームみんなの家・東所沢	認知症対応型共同生活介護
介護センター けやき	事業所所	事業所所	所沢市南永井五九一―四	所沢市東所沢八三―三六一	訪問介護
居宅介護支援事業所はまゆう	事業所所	事業所所	ふじみ野市上福岡六―四―五	ふじみ野市上福岡一―九―九	居宅介護支援
かばさん薬局しふり店	事業所名	事業所名	しふり薬局	かばさん薬局しふり店	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
なごみ居宅介護支援事業所	事業所所	事業所所	入間市小谷田一―二六二―一富士会館内	入間市小谷田一―二五八―一院内	居宅介護支援

みやぎケアプランセンター				
のサ 種ー 類ビ ス	在事 地業 所所	称事 業業 所所 名	在事 地業 者者 所所	称事 業業 者者 名
介居 護宅 予介 防護 支支 援援	三六上 一尾 二市 〇小 泉二	ンエ ター ス ケ ア セ	一宮さ 六区いた 二土たま 一市町大	ス株 式 会 社 エ ー
居 宅 介 護 支 援	二一上 〇二尾 三市 四小 一泉 二	ラみ ンや セぎ ンケ ター ア プ	三町北 本足 三立 一郡 七伊 奈	U株 A式 会 社 A Q
居宅介護支援				